

納税者の権利は自らの運動で守りましょう！ 小牧税務署請願行動へ参加しよう

【当面の日程】 9月6日(火) 午前10時～ 小牧ラピオ

尾北民商

8月8日号

尾北民主商工会
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

日	曜	会議、行事など
8/8	月	
9	火	無料法律相談
10	水	
11	木	
12	金	—夏期休業
13	土	
14	日	
15	月	
16	火	無料法律相談
17	水	共済会理事会
18	木	
19	金	
20	土	—全商連夏期研究集会
21	日	春日井民商祝賀会
22	月	拡大推進委員会
23	火	江南各界連宣伝行動 無料法律相談
24	水	共済会拡大行動
25	木	
26	金	共産党議員団懇談会
27	土	
28	日	
29	月	
30	火	無料法律相談
31	水	
9/1	木	
2	金	第4回三役会
3	土	
4	日	愛知母親大会(犬山)
5	月	
6	火	小牧税務署請願行動 無料法律相談

小牧税務署は、提出しなくても罰則がない収支内訳書提出の督促を行ないました。文書の内容は行政指導としながらも期限を区切って提出を迫るもので会員のなかにも不安が広がっています。

また、小牧税務署は「〇〇の調査について」という文書を送付し、日時を指定して税務署に帳簿をもって来署するよう要請しています。これは、税務署で行なう税務調査そ

のものです。あくまでも納税者の理解と協力のもとに行なわれる任意調査である以上、国税通則法に定められた事前通知なしに、大規模に税務署へ呼び出し、税務調査を行なうなど許されません。

こうしたなかで、小牧税務署が国税通則法にもとづき民主的な税務行政を実施するよう求めることが大切です。9・6小牧税務署請願行動の成功は益々重要です。



税務署で請願文を読み上げる前田副会長 (2015.9.1)

誘い合って参加しよう！

- 江南市の各支部からの参加
大型バス(貸切)が出ます。
江南体育館 午前8時45分発
江南文化会館 午前9時00分発
- 扶桑支部からの参加
乗用車の乗り合わせで参加します。
扶桑町役場 午前9時10分発
- 犬山、岩倉、大口の各支部は各自で参加

消費税の中間申告・納付について

消費税の8%増税により、消費税の納付額が増大し、中間申告・納付をしなければならない方が増えています。個人事業の場合、平成27年の消費税額が48万円(地方消費税を合わせて609,500円)を超えた方が対象です。

税務署から納付書(申告書)が送られてきている方は、8月31日が納付期限ですので、ご注意ください。中間納付は平成28年分消費税の前払いのようなもので

すが、納付しないと滞納扱いとなり、延滞税がかかります。

今年の売上が大幅に減少し、とても中間納付(前年実績の半分の額)ができない方は、仮決算による消費税の中間申告ができます。この場合、今年の1月～6月の売上高や課税仕入などの実績により納税額を減らします。申告及び納付期限は、8月31日ですので、お早めに尾北民商にご相談ください。

来週付(8月15日付)「商工新聞」は休刊です
事務所の夏期休業は8月11日～15日です